

○中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱

平成30年12月1日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震等によるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、市内でブロック塀等の撤去又は改修を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、中央市補助金等交付規則(平成18年中央市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀及び門柱をいう。
- (2) 道路等 道路、公園、公共施設の敷地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたり継続して利用される土地をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全て又はその一部を取り除くことをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等の撤去後に引き続き撤去相当分の距離に、安全なフェンス、板塀若しくは生垣、又は法令に定める基準に適合するブロック塀等を設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。

- (1) 市内に存するブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去し、又は改修を実施する者
- (2) ブロック塀等の撤去又は改修に対して他の補助又は補償を受けていない者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 中央市暴力団排除条例(平成24年中央市条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、道路等に面する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第61条及び第62条の8に照らし適切ではないブロック塀等であって、高さ(基礎を含む地盤面からブロック塀等の上面までの高さをいう。以下同じ。)120センチメートルを超えるブロック塀等の撤去又は改修であって、次の各号に掲げる要件を満た

す工事とする。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 2 項の規定による幅員 4 メートル未満の道路で特定行政庁の指定したものに面するブロック塀等にあつては、撤去のみを対象とする。

- (1) ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが全て 120 センチメートル以下になること。
- (2) 改修により新たなブロック塀等を設置する場合は、その高さは全て 120 センチメートル以下とし、120 センチメートルを超える場合は安全なフェンスとすること。
- (3) 改修により生垣を設置する場合は、延長 1 メートル当たり 3 本以上連続して植樹すること。

2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等の撤去又は改修に対して他の補助又は補償を受けている工事、販売又は収益を目的とした整地及び宅地造成に係る工事並びに建物の解体に附随するブロック塀等の撤去工事は補助の対象としない。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において、別表により算定した額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、一の敷地につき 1 回限りとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 敷地の位置図
- (2) 工事施工者が発行した見積書（内訳が記載されているものに限る。）
- (3) 現況写真（撤去又は改修するブロック塀等の状況が分かるもの）
- (4) 計画図（配置図、平面図、立面図及び断面図）（改修の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の交付を決定し、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定において、これに必要なものと認めるときは、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかを行うときは、あらかじめ中央市ブロック塀等撤去改修事業補助内容変更承認申請書(様式第3号)に第6条各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助対象工事に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助内容変更承認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けずに工事に着手した場合又は工事着手後に補助対象工事を変更した場合において、補助対象額が増加した場合の当該増加分の経費は、補助対象外とする。

(工事完了報告)

第9条 補助対象者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日まで、中央市ブロック塀等撤去改修事業工事完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の完了を確認できる写真(撤去前、撤去後、改修後)
- (2) 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 完成図面(配置図、平面図、立面図及び断面図)(改修の場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により工事完了の報告を受けたときは、報告に係る書類を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条に規定する通知書を受けたときは、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付請求書(様式第7号)により、速やかに市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに当該補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者に対し期限を定めてその一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第9条から第14条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

| 補助対象工事の内容 | | 補助率・補助限度額 |
|------------------|------------------------------|--|
| 撤去の場合 (撤去のみ) | ブロック塀等（基礎擁壁部を含む。）の取壊し、運搬及び処分 | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、10万円を限度とする。 （1）実際の工事費 （2）撤去を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、7,500円を乗じて得た額 |
| 改修の場合 (撤去・改修) | 擁壁類（基礎部）、ブロック塀、フェンス、生け垣の設置 | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、30万円を限度とする。 （1）実際の工事費 （2）撤去を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、30,000円を乗じて得た額 |

中央市長 様

申請者 住 所
(所有者) 氏 名
電話番号

印

中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付申請書

中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱第 6 条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱第 3 条の対象となる要件を確認するため、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳、建築確認申請及び市税等について照合を行うことに同意します。

| | | |
|--------------|--|--|
| ブロック塀等の所在地 | | |
| 事業区分 | 撤去 ・ 改修 | |
| 工事施工者 | 住 所 | |
| | フリガナ氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 工事予定金額(見積金額) | 円 | |
| 補助申請額 | 円 ※補助申請額については、撤去の場合は 10 万円、撤去改修の場合は 30 万円を限度とし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 | |

※添付書類

- (1) 敷地の位置図
- (2) 工事施工者が発行した見積書 (内訳が記載されているものに限る。)
- (3) 現況写真 (撤去又は改修するブロック塀等の状況が分かるもの)
- (4) 計画図 (配置図、平面図、立面図及び断面図) (改修の場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

中央市長



中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付申請書を審査したところ、次のとおり決定したので、中央市ブロック塀等撤去改修に関する補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 事業区分 撤去 ・ 改修

2 所在地

3 交付決定額 円

4 内訳

| 事業費 | 補助対象事業費① | 補助率② | 算定額①×② |
|-----|----------|------|--------|
| | | 2/3 | |

※算定額は千円未満切捨て

5 その他(理由等)

年 月 日

中央市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

中央市ブロック塀等撤去改修事業補助内容変更承認申請書

年 月 日付け中央建第 号により補助金交付決定の通知を受けた中央市ブロック塀等撤去改修事業の事業計画を次のとおり変更したいので、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 所在地

2 事業の区分 撤 去 ・ 改 修

3 変更事項

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助対象工事に要する経費の変更

※添付書類

(1) 変更に係る見積書の写し

(2) 施工前の写真

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

中央市長



中央市ブロック塀等撤去改修事業補助内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、次の住宅に関する中央市住宅ブロック塀等撤去改修事業補助内容変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 所在地

2 事業の区分 撤去 ・ 改修

3 変更後の補助金交付決定額 円

4 その他

年 月 日

中央市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

中央市ブロック塀等撤去改修事業工事完了報告書

年 月 日付け中央建第 号により補助金交付決定の通知を受けたブロック塀等撤去改修について、次のとおり事業が完了したので、中央市ブロック塀等撤去改修促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 所在地

2 事業の区分 撤 去 ・ 改 修

3 完了の年月日 年 月 日

※添付書類

- (1) 補助対象工事の完了を確認できる写真（撤去前、撤去後、改修後）
- (2) 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）（改修の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

中央市長



中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け中央建第 号により決定した補助金の交付について、次のとおり確定したので、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

1 所在地

2 事業の区分 撤去 ・ 改修

3 交付決定額 円

4 交付確定額 円

年 月 日

中央市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け中央建第 号により交付確定を受けた補助金について、中央市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1 所在地

2 支払請求額 円

3 振込先

| | | |
|----------|---------------|-------|
| 振込先金融機関名 | 金融機関名 | 本店・支店 |
| | 預金の種類 | 普通・当座 |
| | 口座番号 | |
| | フリガナ 口座名義人 | |